

端末機器の技術基準適合認定等に関する業務規程

(平成25年10月1日初版)
(平成28年7月1日第2版)
(平成28年12月1日第3版)
(平成30年8月1日第4版)
(平成31年3月18日第5版)

株式会社 認証技術支援センター

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、株式会社 認証技術支援センター(以下「当社」という。)が電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「法」という。)第53条の規定による端末設備の機器(以下「端末機器」という。)の技術基準適合認定(以下「認定」という。)及び第56条第1項の規定による端末機器の設計についての認証(以下「認証」という。)を行うために必要な事項を定め、もって認定及び認証(以下「認定等」という。)の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の区分等)

第2条 当社が認定等を行う端末機器は、「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号)」(以下「認定等規則」という。)第4条に定める次の区分とする。

- (1) 通話の用に供する端末機器
- (2) 前号以外の端末機器

2 当社が認定等を行う端末機器は、認定等規則第3条第1項に定める端末機器とし、次に掲げる端末機器とする。

- (1) アナログ電話用設備(電話用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。以下同じ。))であって、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。)又は移動電話用設備(電話用設備であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。)に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器。
- (2) インターネットプロトコル電話用設備(電話用設備(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。))であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。)に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、符号変換装置(インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。)、ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器。
- (3) インターネットプロトコル移動電話用設備(移動電話用設備(電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。))であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。)に接続される端末機器。
- (4) 無線呼出用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、無線によって利用者に対する呼出し(これに付随する通報を含む。)を行うことを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器。
- (5) 総合デジタル通信用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として64キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により符号、音声その他の音響又は映像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器。
- (6) 専用通信回線設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務に供するものをいう。)又はデジタルデータ伝送用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、デジタル方式により専ら符号又は映像の伝送交換を目的とする電気通信役務に供するものをいう。)に接続される端末機器。

(関係法規等)

- 第3条
- 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
 - 電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)
 - 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

- 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び関連する告示
- 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号)
- 端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件(平成16年総務省告示第99号)法令及び告示は最新版を含む

(業務時間)

第4条 認定及び設計認証等の業務を行う時間は、以下のとおりとする。
9:00から18:00まで

(休日)

第5条 休日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日,日曜日
- (2) 祝祭日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)
- (3) 12月29日から翌年1月4日まで
- (4) 上記の休日以外に会社が定めた休業日

(事務所)

第6条 認定及び設計認証等の業務を行う事務所は以下のとおりとする。
神奈川県横浜市港北区岸根町610番1

第2章 認定等業務の執行

(認定,認証業務の基本方針)

第7条 電気通信事業法の登録認定機関としての使命をよく認識し,以下に掲げるところにより認定等の業務を執行する。

- (1) 全ての申込者に対し公正な取扱いをおこなうこと。
- (2) 審査は,法,認定等規則,端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び関連告示等に基づきおこなう。
- (3) 認定,認証業務の透明性及び公平性を確保するため,当該業務に関する情報をホームページ上で公開する。
- (4) 役員,認定員,従業員及びその職にあった者は,職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(認定等業務の執行体制)

第8条 認定等業務の適正な執行を期するため,社内に認証係,管理係,会計係を置く。

- 2 認証係は,認定員及び技術者からなり,所掌は次のとおり。
 - (1) 技術基準適合認定及び設計認証に係る審査。
 - (2) 委託試験場との委託試験業務に係る対応。
 - (3) その他の技術的事項。
- 3 管理係の所掌は次のとおり。
 - (1) 技術基準適合認定及び設計認証の申請に係る事務の取扱い。
 - (2) 業務規程第16条,第18条,第25条及び第27条の総務大臣への報告。
 - (3) 業務規程第38条の総務大臣への各種届出。
 - (4) 業務規程第39条の帳簿及び書類の保存・管理に関する事項。
 - (5) その他の事務的事項。
- 4 会計係の所掌は次のとおり。

- (1) 認定等業務に係る収入及び支出等の会計業務。
- (2) 会計帳簿及びその他の会計に係る書類に係る事項。
- (3) 業務規程第42条の財務諸表等の管理・保存に関する事項。
- (4) その他の会計業務に係る事項。

(認定員の選任及び解任)

第9条 認定員の資格は、法別表第1に定めるところによる。

- 2 認定員の選任又は解任は当社代表取締役が行う。ただし、次に掲げる場合でなければその意に反して解任することはできない。
 - (1) 認定員に休職を命じたとき。
 - (2) 認定員を解雇したとき。
 - (3) 認定員が退職したとき。
 - (4) 認定員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。
 - (5) 認定員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき。
- 3 当社代表取締役は、認定員が法及びこれに基づく命令又は当社の諸規定に違反したときは、戒告、減給、停職及び免職の懲戒をおこなうことができる。

(認定員の配置)

第10条 認定員の配置は第6条に規定する事務所の所在地とする。

(認定員の公正な職務遂行)

- 第11条 認定員は認定及び認証業務の公共性及び重要性を自覚し、厳正に職務を遂行しなければならない。
- 2 当社は、認定員が過去2年間に認定等のあった端末機器の製造事業者等の役員又は従業員であったときは、当該申込に係る認定等の業務に従事させないものとする。

第3章 技術基準適合認定の業務

(認定の申込)

- 第12条 認定の申込があったときは、別表第1号の申込書及び別表第2号「申込書添付書類」に記載する書類等の提出を求めるものとする。また、試験結果報告等書類を提出しない場合は、認定の申込みに係る端末機器(以下「申込機器」という。)の提出を求めるものとする。
- 2 当社は、申込書及び申込書添付書類が事務所に到達した場合は、速やかに申込みを受理する(受理するとは、申込書の内容を確認し、認定のための審査を開始することを意味する)。
 - 3 当社は、申込を受理したときは、見積書を発行する。

(審査)

第13条 当社は、前条の申込みを受理したときは、遅滞なく認定員に審査をおこなわせる。

- 2 審査は、認定等規則別表第1号に基づき実施する。

(審査結果の通知等)

- 第14条 当社は、前条の審査の結果、申込機器について認定を行ったときには、別表第3号の技術基準適合認定書をもって申込者に通知する。技術基準適合認定書は原則的に電子版で送付するが、紙面を希望する場合は別途1件につき5,000円(消費税を除く。)の発行手数料が生じる。

- 2 当社は、前条の審査の結果、認定等規則第9条に基づき、申込機器について認定を拒否するときは、その旨の理由を付した別表第4号の技術基準適合認定拒否通知書をもって申込者に通知する。
- 3 技術基準適合認定書を発行と同時に、認証取扱業者に、記録保存義務、表示義務及び変更届義務についての案内状を同封し、周知徹底させる。別表第20号参照
- 4 第1項及び第2項の通知は原則として、申込みを受理した日から15営業日以内に行う。ただし、第12条に規定する書類に不備があったとき、または申込機器の提出が必要な場合において申込機器の提出が遅れたときは、この限りではない。
- 5 第12条第1項の申込書添付書類等のうち申込機器以外は、返却しないものとする。

(認定ラベルの発行)

- 第15条 当社は、認定を行ったときは、別表第5号に定める認定ラベルを作成し、認定をした端末機器の見やすい箇所に表示するものとする。
- 2 認定ラベルの料金は、個別見積りとする。
 - 3 認定ラベルを発行したときは、案件管理簿に記録する。

(認定の報告及び審査結果の公表)

- 第16条 当社は第14条第1項の認定を行ったときは、認定等規則第8条第3項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を、毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれの期間経過後2週間以内に、別表第6号をもって総務大臣に提出する。
- (1) 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 認定を受けた端末機器の種類
 - (3) 認定を受けた端末機器の名称
 - (4) 認定番号
 - (5) 認定をした年月日
- 2 当社は、前項に掲げる事項以外の情報に関し、端末機器を取り扱うことを業とする者その他の利害関係人から公開の要望があった場合には、別表第7号の情報公開申込書の提出を求めることとする。
 - 3 前項の申請があったときは、当該資料に関わる認定を受けた者からの情報公開同意書(別表第8号)の回答をもって、対応するものとする。

(申込みの取下げ)

- 第17条 申込者は、申込みの全部又は一部を取下げることができる。
- 2 当社は、第12条の見積書を発行した日から起算して30日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込みの取下げを求めることができる。
 - (1) 第13条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込機器の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
 - (2) 第12条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。
 - 3 当社は、第1項の全部の取下げ及び第2項の取下げの場合は、第12条第3項の見積額の60%を申し受けることとする。

(不正な認定等についての報告)

- 第18条 当社は、次に掲げる事項を知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- (1) 認定を受けたものが不正な手段により認定を受けたこと
- (2) 認定員が法令に違反して認定の審査をしたこと

(認定に係る瑕疵)

第19条 認定に係る業務中あるいは認定書等発行後、当該業務にかかわる問題が発見された場合、当社は誘因者(申込者、当社担当者、他の者)及びその問題の影響範囲について調査し、その内容及び状況に応じ適切な措置を行う。その内容が認定書に影響している場合、再審査(必要な場合、試験)の実施、認定書の修正・再発行あるいは取消し、問題の公表、当局への報告等その内容に応じた適切な措置をとることとする。

(苦情)

第20条 認定の審査の方法あるいは結果等当該業務にかかわる苦情を申込者等から受けた場合、当社は苦情の内容を分析し、適切に対処する。処理手続きについては、当社品質管理規定他苦情措置に関わる社内関連手続きによること。尚、苦情の内容に関し、総務省の判断を必要とする場合(例えば、法的取扱い、他機関の判断・解釈・見解に関わる問題の場合等)、総務省へ報告を行い、判断を請う。

(認定書の授与、維持、一時停止及び取消し)

第21条 認定書の授与、維持、一時停止及び取消し等の条件、手続きは、法に基づき制定された関係規定類の関係要求事項に適合するものであること。係る規定についての解釈・取扱い等について不明な事項等ある場合、担当窓口を通じ総務省へ確認する。授与済認定書に影響する変更(審査結果に関わる事項及び認定書への記載事項等)や問題の発見があった場合、技術基準又は認定規則の変更があった場合あるいは当社が認定書授与後認定書に関わる端末機器について技術基準への不適合を認めた場合等、認定書の取扱いについて適切かつ必要な処置(再審査の実施、認定書の修正・再発行又は追加発行、停止、又は取り消し等)を取る。

第4章 設計認証の業務

(認証の申込)

- 第22条 認証の申込があったときは、別表第1号の申込書及び別表第2号「申込書添付書類」に記載する書類等の提出を求めるものとする。また、試験結果報告等書類を提出しない場合は、認証の申込みに係る端末機器(以下「試験機器」という。)の提出を求めるものとする。
- 2 当社は、申込書及び申込書添付書類が事務所に到達した場合は速やかに申込みを受理する(受理するとは、申込書の内容を確認し、認証のための審査を開始することを意味する)。
 - 3 当社は、申請者が希望すれば、申請書の内容に基づいて、予約認証番号を通知することができる、但しこれは認証が完了したことを意味するものではない。別表第19号参照
 - 4 当社は、申込を受理したときは、見積書を発行する。

(審査)

- 第23条 当社は、前条の申込みを受理したときは、遅滞なく認定員に審査をおこなわせる。
- 2 審査は、認定等規則別表第2号の規定に基づき実施する。

(審査結果の通知等)

- 第24条 当社は、前条の審査の結果、当該申込みに係る設計について認証を行ったときには、別表第9号の設計認証書をもって申込者に通知する。設計認証書は原則的に電子版で送付するが、紙面を希望する場合は別途1件につき5,000円(消費税を除く。)の発行手数料が生じる。

- 2 当社は、前条の審査の結果、認定等規則第20条に基づき、当該申込みに係る設計について認証を行うことを拒否するときは、その旨の理由を付した別表第10号の認証拒否通知書をもって申込者に通知する。
- 3 設計認証書を発行と同時に、認証取扱業者に設計合致義務、記録保存義務、表示義務及び変更届義務についての案内状を同封し、周知徹底させる。別表第20号参照
- 4 第1項及び第2項の通知は原則として、申込みを受理した日から15営業日以内に行う。ただし、第22条に規定する書類に不備があったとき、または試験機器の提出が必要な場合において試験機器の提出が遅れたときは、この限りではない。
- 5 第22条第1項の申込書添付書類等のうち試験機器以外は、返却しないものとする。

(認証の報告及び審査結果の公表)

第25条 当社は前条第1項の設計についての認証を行ったときは、認定等規則第19条第3項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれの期間経過後2週間以内に、別表第6号をもって総務大臣に提出する。

- (1) 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 認証に係る設計に基づく端末機器の種類
- (3) 認証に係る設計に基づく端末機器の名称
- (4) 認証番号
- (5) 認証をした年月日
- 2 当社は、前項に掲げる事項以外の情報に関し、端末機器を取り扱うことを業とする者その他の利害関係人から公開の要望があった場合には、別表第7号の情報公開申込書の提出を求めることとする。
- 3 前項の申請があったときは、当該資料に関わる認証を受けた者からの情報公開同意書(別表第8号)の回答をもって、対応するものとする。

(申込みの取下げ)

第26条 申込者は、申込みの全部又は一部を取下げることができる。

- 2 当社は、申込みを受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込みの取下げを求めることができる。
 - (1) 第23条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は試験機器の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
 - (2) 第22条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。
- 3 当社は、第1項の全部の取下げ及び第2項の取下げの場合、第22条第4項の見積額の60%を申し受けることとする。

(不正な認証等についての報告)

第27条 当社は、次に掲げる事項を知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- (1) 認証を受けたものが不正な手段により認証を受けたこと
- (2) 認定員が法令に違反して認証の審査をしたこと
- (3) 認証設計に基づく端末機器が技術基準に適合していないこと

(認証に係る瑕疵)

第28条 認証に係る業務中あるいは認証書等発行後、当該業務にかかわる問題が発見された場合、当社は誘因者(申込者、当社担当者、他の者)及びその問題の影響範囲について調査し、その内容及び状況に応じ適切な措

置を行う。その内容が証書に影響している場合、再審査(必要な場合、試験)の実施、認証書の修正・再発行あるいは取消し、問題の公表、当局への報告等その内容に応じた適切な措置をとることとする。

(苦情)

第29条 認証の審査の方法あるいは結果等当該業務にかかわる苦情を申込者等から受けた場合、当社は苦情の内容を分析し、適切に対処する。処理手続きについては、当社品質管理規定他苦情措置に関わる社内関連手続きによること。尚、苦情の内容に関し、総務省の判断を必要とする場合(例えば、法的取扱い、他機関の判断・解釈・見解に関わる問題の場合等)、総務省へ報告を行い、判断を請う。

(認証書の授与、維持、一時停止及び取消し)

第30条 認証書の授与、維持、一時停止及び取消し等の条件、手続きは、法に基づき制定された関係規定類の関係要求事項に適合するものであること。係る規定についての解釈・取扱い等について不明な事項等ある場合、担当窓口を通じ総務省へ確認する。授与済認証書に影響する変更(審査結果に関わる事項及び認証書への記載事項等)や問題の発見があった場合、技術基準又は認定規則の変更があった場合あるいは当社が認証書授与後認証書に関わる端末機器について技術基準への不適合を認めた場合等、認証書の取扱いについて適切かつ必要な処置(再審査の実施、認証書の修正・再発行又は追加発行、停止、又は取り消し等)を取る。

第5章 試験

(試験の委託)

第31条 当社は、審査に係る試験の一部または全部を外部の試験場に委託することができる。

2 試験場と、次に掲げる事項について委託契約書を取り交わす。

- (1) 委託する試験の範囲及びそれに係る端末機器の種類
- (2) 受託者が、法別表第3に掲げる測定器等であって、法第87条第1項第2号イからニまでに掲げるいずれかの方法により、同法が定める期間毎に較正等を受けたものを使用して試験が行われることの確認に関する事項
- (3) 認定等規則別表第1号で定める試験の方法、もしくは同等以上の方法によって試験が行われることの確認に関する事項
- (4) 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項
- (5) 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項
- (6) 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項
- (7) その他試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項

3 直接利害関係を有する者から閲覧の申し出があったときは、委託契約書を閲覧に供するものとする。

4 委託する試験場は、ISO17025を取得した試験場とする。

5 当社は、委託試験場が行った試験結果について申込者に対し責任を負う。

6 申込者は、委託試験場が行う試験に立ち会うことができるものとする。

(委託試験場)

第32条 試験は、次の試験場に委託する。

委託試験場1: Audix Technology (Shenzhen) Co., Ltd.

住所: No.6, Kefeng Road, Block 52, Shenzhen Science & Industry Park, Nantou, Shenzhen
518057, China

委託試験場2: 株式会社ディーエスピーリサーチ

住所: 〒650-0047 神戸市中央区港島南町1-4-3

第6章 認定等の手数料

(手数料の額)

第33条 第12条の認定及び第22条の認証の手数料の額は、別表第11号に記載のとおりとする。

- 2 試験結果報告書等の書類が提出されない場合であって、当社の委託試験場が端末機器の試験を実施する場合の手数料の額は、別表第11号に記載のとおりとする。
- 3 申込み件数、実績または特別な事由により第1項及び第2項の手数料の額は、減額もしくは増額する場合がある。

(手数料の支払いの方法)

第34条 第14条の技術基準適合認定書または第24条の設計認証書を発行したときは、見積書に基づき請求書を発行する。

- 2 手数料の支払いの方法は、当社指定の銀行口座への振込みとする。

第7章 技術基準適合認定等証書の再発行

(再発行の依頼)

第35条 当社は、既に技術基準適合認定等の証書(以下「認定等証書」という。)の交付を受けた者からの依頼に応じて、当該認定等証書の再発行を行うものとする。

- 2 認定等証書の再発行を受けようとする者は、別表第13号の認定等証書再発行依頼書を当社に提出するものとする。
- 3 当社は、前項の認定等証書再発行依頼書を受領したときは、見積書を発行する。

(手数料の額と支払い)

第36条 認定等証書再発行手数料の額は、認定等証書1件につき5,000円(消費税を除く。)とする。

- 2 当社は、認定等証書を再発行したときは、見積書に基づき請求書を発行する。
- 3 手数料の支払いの方法は、当社指定の銀行口座への振込みとする。

(認定等証書の再発行記録)

第37条 当社は、認定等証書を再発行したときは、案件管理簿に記録する。

第8章 総務大臣への届出

第38条 法第90条に基づき、次の事項を変更するときは、変更しようとする日の2週間前までに、別表第14号をもって、その旨を総務大臣に届け出る。

- (1) 名称、住所又は法人にあつては代表者の氏名
 - (2) 事務所の名称及び所在地
- 2 次に掲げる事項の場合は、各別表をもって、遅滞なく総務大臣への届出を行う。
- (1) 役員又は認定員を選任し、又は解任したとき(法第93条、第103条): 別表第15号
 - (2) 業務規程を変更したとき(法第94条、第103条): 別表第16号
 - (3) 技術基準適合認定等の業務を休止し、又は廃止しようとするとき(法第99条、第103条): 別表第17号

第9章 帳簿等の管理

(帳簿の種類及び保存期間)

第39条 法第96条に規定する帳簿及び書類(以下「帳簿等」という。)の種類及び保存期間は次のとおりとし、帳簿等の管理については、管理係がその任にあたる。

- (1) 認定等規則第15条第1項に定める帳簿:10年間
- (2) 認定等規則第23条において準用する第15条第1項に定める帳簿:10年間
- (3) 申込書及び申込書添付書類:10年間
- (4) 案件管理簿:10年間
- (5) 試験結果報告書:10年間
- (6) 測定器等リスト及び較正証明書:5年間
- (7) 拒否及び取り消し通知書:5年間

2 前項の帳簿等の保存期間は、当該帳簿等の完結した日から起算する。

(帳簿等の保管方法)

第40条 帳簿等は、管理が適切に行うことのできる事務所内の専用の場所で保管を行う。また、電磁的記録により作成された帳簿等は、電磁的記録により保管する。

第10章 会計等

(会計帳簿)

第41条 当社は、会計帳簿を備え、収入及び支出を勘定科目に従い明確に整理する。但し、収入については、認定及び認証の業務によるものと、それ以外の業務によるものとこれを区分の上整理する。

2 前項の会計帳簿及びその会計に関する書類の保存期間は5年とし、会計帳簿等の管理は、会計係がその任にあたる。

(財務諸表等の備え付け及び閲覧等)

第42条 当社は、次の各号に掲げる資料を備え付けるものとする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書
- (4) 事業報告書

2 当社は、法第95条第2項の規定に基づき、同法同項に規定する者から、前項の資料の閲覧、謄本又は抄本の請求があった場合には、これに応ずる。

3 前項の資料の閲覧等の請求は、別表第18号の閲覧申込書の提出をもって行う。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、総務省に届け出た後、平成25年10月1日を以って初版発行とする。

第2条 この規程は、総務省に届け出た後、平成28年7月1日を以って第2版発行とする。

第3条 この規程は、総務省に届け出た後、平成28年12月1日を以って第3版発行とする。

第4条 この規程は、総務省に届け出た後、平成30年8月1日を以って第4版発行とする。

第5条 この規程は、総務省に届け出た後、平成31年3月18日を以って第5版発行とする。

別表第1号

平成 年 月 日

技術基準適合認定等申込書

申請者:
 住所: 〒 - _____
 会社名: _____
 代表者氏名: _____
 部署名: _____
 担当者氏名: _____ (印又はサイン)
 連絡先: TEL: _____ e-Mail: _____ @ _____

私は、端末機器の技術基準適合認定に関する一切の権限を下記のものに委任します。

代理人 住所: _____
 法人名: _____
 代表者名: _____ (印/サイン)

下記の端末機器について、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則

<input type="checkbox"/>	第8条の規定による、端末機器の技術基準適合認定
<input type="checkbox"/>	第19条の規定による、端末機器の設計についての認証

を受けたいので、必要書類を添えて申し込みます。

記

申請区分	<input type="checkbox"/>	新規申込	<input type="checkbox"/>	一部変更申込(同番:)
			<input type="checkbox"/>	一部変更申込(異番)
端末機器名 (変更の場合)	(既認定番号: _____, 認定取得年月日:平成 年 月 日)			
技術基準 適用端末	<input type="checkbox"/>	アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器(※)	A	
	<input type="checkbox"/>	インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器(※)	E	
	<input type="checkbox"/>	インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	F	
	<input type="checkbox"/>	無線呼出用設備に接続される端末機器	B	
	<input type="checkbox"/>	総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C	
	<input type="checkbox"/>	専用通信回線設備等に接続される端末機器 (インターフェースの種類: _____)	D	

(※ 端末機器の種別を選択して下さい)

<input type="checkbox"/>	電話機	<input type="checkbox"/>	ファクシミリ	<input type="checkbox"/>	その他の端末機器
<input type="checkbox"/>	変復調装置	<input type="checkbox"/>	ボタ電話装置(収容回線数: _____)	<input type="checkbox"/>	構内交換設備(収容回線数: _____)

製造会社

法人名	_____
住所	〒 _____

<input type="checkbox"/>	試験用端末機器及び付属品の提出(_____ セット)	<input type="checkbox"/>	試験結果報告書の提出
--------------------------	-----------------------------	--------------------------	------------

試験結果を提出する場合は、次の条件を満たしたものであること。

- 電気通信事業法第87条第1項第2号の較正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであること。
- 総務省告示第99号(平成16年1月26日)で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。

別表第2号

申込書添付書類

添付する書類	説明
端末機器概要説明書	端末機器の名称,用途,構成,機能及び仕様の概要について説明した資料をいう。
試験結果報告等書類 (*1)	<p>端末機器について,技術基準に適合していることを説明した資料で,次の(1)及び(2)に適合する試験結果を記載した書類及び当該試験結果が次の(1)及び(2)に適合することを示す書類をいう。</p> <p>(1)電気通信事業法第87条第1項第2号の較正等を受けた測定機器等を使用して試験を行ったものであること。(*2)</p> <p>(2)総務省告示第99号(平成16年1月26日)で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。</p>
外観図	端末機器の外観,構造及び寸法を記載した図面をいう。
接続系統図及びブロック図	端末機器及び当該機器と接続される他の機器と電気通信回線設備との接続方法を記載した図面,及び当該機器について,回路の構成を各機能ブロックの接続構成として記載した図面をいう。
操作マニュアル	端末機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料をいう。
確認方法書(*3)	<p>端末機器の設計についての認証に係る申込の場合に必要な資料であって,端末機器がその設計に合致することの確認の方法に係る認定等規則別表第3号に掲げる事項,その他必要な事項を記載した書類又はこれに類するものであって,端末機器の取扱いに係る工場等の全部が別表第3号に掲げる事項のすべてに適合していることを証するものとして登録認定機関が認める書類をいう。</p>

*1 試験結果報告等書類の提出がない場合は,端末機器の提出が必要です。

*2 試験の際使用した測定器等ごとに次の事項を記載した資料を提出していただきます。

- ① 名称又は型式 ② 製造事業者名 ③ 製造番号 ④ 較正等の年月日
 ⑤ 較正等を行った者の氏名又は名称 ⑥ 法第87条第1項第2号ニに該当する場合は,その測定器の較正証明書

*3 規則別表第3号に定める資料(別添)に替えて端末機器の取扱いに係る工場等の全部が規則別表第3号に掲げる事項のすべてに適合していることを証する次の何れか,又はこれに準ずる登録証(写し)を提出することができます。ただし,当該認証規格でカバーされていない事項については代替できません。

- ① ISO9001:2008 ② TL9000

別添

確認方法書の記載事項

事項	記載内容
1 組織並びに管理者の責任及び権限	電気通信事業法第57条第1項の義務(以下「設計合致義務」という。)を履行するために必要な業務を管理し,実行し,検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明
2 設計合致義務を履行するための管理	設計合致義務を履行するために必要な端末機器の取扱いにおける管理方法に関する規程が具体的かつ体系的に文書として整備され,それに基づき設計合致義務が適切に履行されることの説明
3 端末機器の検査	設計合致義務を履行するために必要な端末機器の検査手順その他検査に関する規程が文書として整備され,それに基づき検査が適切に行われることの説明
4 測定器等の管理方法	端末機器の検査に必要な測定器等の管理に関する規程が文書として整備され,それに基づき測定器等の管理が適切に行われることの説明
5 その他の事項	その他設計合致義務を履行するために必要な事項

別表第3号

技術基準適合認定書

登録番号: X123456Y

認定を受けた者: <会社名等>

<住所>

端末機器の種類:

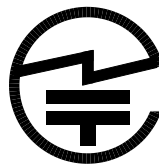
端末機器の名称:

製造番号:

製造業者: <会社名>

<住所>

備考: <試験場,試験報告書番号,発行年月日>



A

ADE13-0100018

電気通信事業法第53条第1項の規定に基づく技術基準適合認定をおこなったことを証する。

認定年月日:

2013年XX月XX日

認定員:

 株式会社 認証技術支援センター



注: 必要に応じて、製品名、製造工場などの項目を設ける場合がある。

別表第3号

Technical Standards Conformity Approval

Registration No.: X123456Y

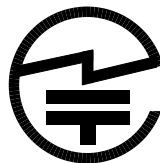
Certificate Holder: <Name>
<Address>

Category of Terminal
Equipment:

Name of Terminal
Equipment:

Manufacturer: <Name>
<Address>


Remarks: <Test Lab., Test Report No., Date of Issue>



A ADE13-0100018

Witnesses that the certification is Technical Standards Conformity Approval under article 53 paragraph 1 of the Telecommunications Business Law.

Date of
Approval:
2012-XX-XX

Approval Examiner:
 Certificate Technical Support Center Co.,Ltd.



Note: Product Description, Factory, and so on will be added if necessary.

別表第4号

年 月 日

殿

株式会社 認証技術支援センター

技術基準適合認定拒否通知書

平成 年 月 日付申込みに係る下記1の端末機器は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第9条の規定に基づき、下記2の理由により技術基準適合認定を行うことを拒否しますので通知します。

記

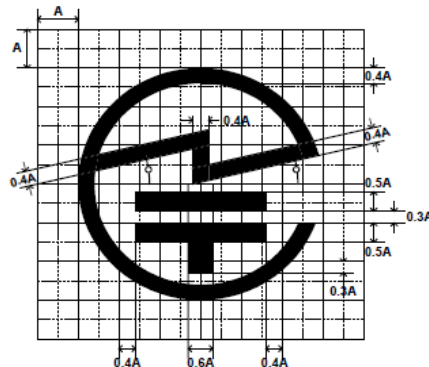
- 1 端末機器の内容
 - (1) 端末機器の種類
 - (2) 端末機器の名称

- 2 拒否の理由

別表第5号

認定ラベル

表示は、次の様式に設計認証については記号㊦及び設計認証番号を付加したもの、技術基準適合認定については記号㊦及び技術基準適合認定番号を付加したものとす。



端末機器の見やすい箇所に付する方法

- 注 1 大きさは、直径3ミリメートル以上であること。
 2 材料は、容易に損傷しないものであること。
 3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
 4 設計認証番号の付定は次のとおりとすること。
 (1)最初の文字は端末機器の種類に従い次表に定めるとおりとする。
 * 2つ以上の種類の端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときには、当該種類の端末機器に係る記号を列記するものとする。
 (2)次に受付年西暦(下2桁)を付定する。
 (3)その後、当社の通し番号(4桁)を付定する。
 (4)最後に登録認定機関の識別符号(当社は018)を付定する。
 5. 当該表示を付する面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付する。

(参考)

認証番号の例

ADE

端末機器種類

13

西暦

— 0100

通し番号

018

当社の登録認定機関識別符号

端末機器の種類	記号
アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器	A
無線呼出用設備に接続される端末機器	B
総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D
インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	E
インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	F

端末機器に電磁的方法で付する場合

電磁的方法によって表示を付した旨及び該当表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器または当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにする。

別表第 6 号

様式第 5 号(第8条、第19条、第27条及び第 35 条関係)

技術基準適合認定等報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

氏 名

株式会社 認証技術支援センター
 代表取締役社長 張 于藍

電話番号

登録番号 018

第92条第1項

電気通信事業法

第103条において準用する同法第92条第1項

第104条に第4項において準用する同法第92条第1項

第104条に第7項において準用する同法第92条第1項

の規定により、下記の

とおり報告します。

記

1 端末機器の技術基準適合認定

技術基準適合認定を受けた者の氏名又は名称	技術基準適合認定を受けた者の住所及び法入にあっては、その代表者の氏名	技術基準適合認定を受けた端末機器の種類	技術基準適合認定を受けた端末機器の名称	技術基準適合認定番号	技術基準適合認定をした年月日

2 端末機器の設計認証

設計認証を受けた者の氏名又は名称	設計認証を受けた者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名	設計認証に係る設計に基づく端末機器の種類	設計認証に係る設計に基づく端末機器の名称	設計認証番号	設計認証をした年月日

- 注1 報告は、毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間ごとに、技術基準適合認定又は設計認証した
ものについてそれぞれの期間経過後2週間以内に報告すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に
記載すること。
 - 4 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

別表第7号

情報公開申込書

年 月 日

株式会社 認証技術支援センター

住 所:

氏 名:

印

連 絡 先:

電話番号:

次のとおり情報公開を申し込みます。

1 情報公開を希望する端末機器

- (1) 申込者名 :
 (2) 技術基準適合認定番号又は設計認証番号 :
 (3) 端末機器の名称 :

2 情報公開の方法

閲覧 希望日時 年 月 日

: ~ :

資料の写しの請求

3 情報公開を希望する資料

- 申込書／申請書 確認方法書 端末機器概要説明書
 外観図 接続系統図及びブロック図
 操作マニュアル 試験結果報告書 その他()

4 情報公開申込の目的

以 上

【情報公開についての注意】

- ① 申込者の同意が得られていないものは情報公開されません。
 ② 閲覧は、当社の所定の場所にて行います。
 ③ 情報公開される資料は、当該技術基準適合認定又は設計認証した年月日から3ヶ月を経過し5年を超えないものです。
 ④ 情報公開に要した費用は実費を請求します。

別表第9号

設計認証書

登録番号: X123456Y

認証を受けた者: <会社名等>
<住所>

端末機器の種類:

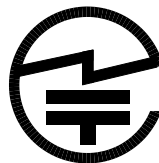
端末機器の名称:

製造業者: <会社名>
<住所>

備考: <試験機関,試験報告書番号,作成年月日>

設計認証を受けた方は、電気通信事業法第 57 条第 2 項に基づき、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 21 条の検査記録の作成とその保管が義務付けられています。

この製品を日本で販売する場合は
右に示す端末機器設計認証適合
マークを製品に貼付してください。



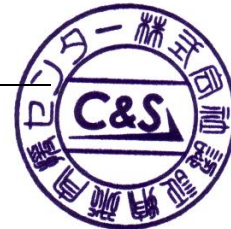
T ADE13-0100018

電気通信事業法第 56 条第 1 項の規定に基づく端末機器の設計について認証を行ったことを証する。

認定年月日:

2013月XX月XX日

認定員:
C&S 株式会社 認証技術支援センター



注: 必要に応じて、製品名、製造工場などの項目を設ける場合がある。

別表第 9 号

Construction Type Certification

Registration No.: X123456Y

Certificate Holder: <Name>
<Address>

Category of Terminal Equipment:

Name of Terminal Equipment:

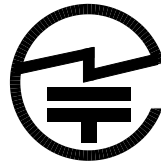
Manufacturer: <Name>
<Address>

Remarks: <Test Laboratory, Test Report No. Date of Issue>

Note:

Any certified dealer, based on Article 57 Paragraph 2 of the Telecommunication Business Law, is obliged to make and keep a record of the inspection specified in Article 21 of the Rules concerning the Technical Conditions Compliance Approval for Terminal Equipment.


When the terminal equipment is placed on the Japanese market, it must carry the Type Certification marking as shown on the right.



T ADE13-0100018

Witnesses that the certification is Type Certification under article 56 paragraph 1 of the Telecommunications Business Law.

Date of Approval:
2012-XX-XX

Approval Examiner:
/Certificate Technical Support Center Co.,Ltd.



Note: Product Description, Factory, and so on will be added if necessary.

別表第 10 号

年 月 日

殿

株式会社 認証技術支援センター

設計認証拒否通知書

平成 年 月 日付申込みに係る下記1の端末機器は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第20条の規定に基づき、下記2の理由により認証を行うことを拒否しますので通知します。

1 端末機器の内容

- (1)端末機器の種類
- (2)端末機器の名称

2 拒否の理由

別表第 11 号

端末機器の技術基準適合認定及び設計認証についての手数料

1. 端末機器の設計認証についての手数料

(単位:円)(税抜)

	試験結果報告書等書類の提出 あり	
	単独	複合
1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器		
(1) 電話機	230,000	210,000
(2) 構内交換設備又はホタル電話装置		
收容回線数 1 回線	355,000	343,000
收容回線数 2 回線以上	430,000	417,000
(3) 変復調装置,ファクシミリ,その他の端末機器	229,000	208,000
2 無線呼出用設備に接続される端末機器	92,000	73,000
3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	239,000	221,000
4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器		
インターフェースの種類 1 種類	107,000	89,000
インターフェースの種類 2 種類以上	149,800	124,600
5 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	267,000	243,000
6 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	295,000	268,000

注1: 「複合」とは、2つ以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2つ以上の端末機器が構造上一体となっている申込をいう。

注2: 「インターフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

注3: インターネットプロトコル電話端末のDE認定に係る機器は、5 インターネットプロトコル電話端末の料金とする。

注4: インターネットプロトコル移動電話端末のDF認定に係る機器は、6 インターネットプロトコル移動電話端末の料金とする。

注5: 端末機器の試験を行う場合の手数料(一部変更を含む)については、個別見積とする。

注6: 「一部変更」とは、既に認証を受けた者が当該認証に係る端末機器において、別表第12号「一部変更の範囲」に該当する端末機器の設計についての認証の申込みをいう。

2. 端末機器の技術基準適合認定手数料

(単位円)

	試験結果報告書等書類の提出あり	
	単独	複合
1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器		
(1) 電話機	26,000	23,000
(2) 構内交換設備又はホーン電話装置		
収容回線数 1 回線	22,000	20,000
収容回線数 2 回線以上	27,000	25,000
(3) 変復調装置,ファクシミリ,その他の端末機器	27,000	24,000
2 無線呼出用設備に接続される端末機器	24,000	21,000
3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	26,800	24,000
4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器		
インターフェースの種類 1 種類	25,000	22,000
インターフェースの種類 2 種類以上	27,000	24,000
5 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	29,000	26,000
6 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	32,000	28,000

注1: 「複合」とは、2つ以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その2つ以上の端末機器が構造上一体となっている申込をいう。

注2: 「インターフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的條件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

注3: インターネットプロトコル電話端末のDE認定に係る機器は、5 インターネットプロトコル電話端末の料金とする。

注4: インターネットプロトコル移動電話端末のDF認定に係る機器は、6 インターネットプロトコル移動電話端末の料金とする。

注5: 端末機器の試験を行う場合の手数料については、個別見積とする。

3. 認証ラベルの料金

端末機器の技術基準適合認定の場合は、申込み台数分の認定ラベルを発給する。ラベル発行手数料は、個別見積りとする。

4. その他の料金

(1) 認定書, 認証書の再発行

再発行手数料は5,000円(消費税を除く。)とする。再発行された認定書, 認証書には、再発行をした旨を記載する。

(2) 申込み件数実績等により, 手数料を減額します。

別表第 12 号

一部変更の範囲

端末機器の種類		一部変更の範囲
1. アナログ電話用設備又は移動電話用に接続される端末機器	1 電話機	<p>(1) 次の接続インターフェースが異なること。 ①電話回線 ②使用電波別移動電話回線 ③使用電波別移動通信(パケット)回線 ④使用電波別移動通信回線+移動通信用回線</p> <p>(2) 次の方式・機能が異なること。 ①通話回線方式 ②網制御装置及び素子 ③選択信号方式 ④拡声通話機能 ⑤自動発信機能の有無 ⑥自動応答機能の有無 ⑦肉声通話以外の通信機能の有無</p> <p>(3) 上記(2)に係る回路及びプログラムが異なること。</p> <p>(4) 上記(2)の機能部を除く形状が異なること。</p> <p>(5) 最大収容回線が異なること。</p>
	2 構内交換設備又はボタン電話装置	<p>(1) 次の交換機又は主装置の基本機能が異なること。 ①通話路方式 ②通話路構成 ③通話電流の供給方式 ④基本制御方式及び素子 ⑤内線制御信号伝送方式(ライン回路で対処可能なものを除く。)</p> <p>(2) 上記(1)に係る回路及びプログラムが異なること。</p> <p>(3) 交換機又は主装置の形状が異なること(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。)</p> <p>(4) 次の最大収容回線数及び収容回線増設単位が異なること。 ① 電話回線 ②内線 ③電話回線+内線</p>
	3 変復調装置	<p>(1) 1の(2)及び次の方式・機能が異なること。 ①通信方式(全二重・半二重) ②最高送信通信速度 ③変調方式 ④搬送周波数 ⑤同期方式 ⑥通信制御手順 ⑦網制御機能(自動再発信機能の有無を除く。)</p> <p>(2) 上記(1)に係る回路及びプログラムが異なること。</p> <p>(3) 基本設計が異なること。</p> <p>(4) 形状が異なること(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。)</p> <p>(5) 最大収容回線が異なること。</p>
	4 ファクシミリ	<p>(1) 3の(1)に掲げる方式・機能が異なること。</p> <p>(2) 通話機能の有無が異なること。</p> <p>(3) 上記(1)に係る回路及びプログラムが異なること。</p> <p>(4) 基本設計が異なること。</p> <p>(5) 形状が異なること(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。)</p>

		(6) 最大収容回線が異なること。
5	その他の端末機器	(1) 1の(1)に掲げる接続インターフェースが異なること。 (2) 3の(1)に掲げる方式・機能が異なること。 (3) 上記(2)に係る回路及びプログラムが異なること。 (4) 基本設計が異なること。 (5) 主たる装置の形状が異なること(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) (6) 最大収容回線が異なること。
2	無線呼出用設備に接続される端末機器	(1) 基本設計が異なること。 (2) 上記(1)の機能部を除く形状が異なること。
3	総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	(1) 次の接続インターフェースが異なること。 ①基本 ②一次群及び基本＋一次群 (2) 回線交換接続機能の有無が異なること。 (3) 基本設計が異なること。 (4) 形状が異なること(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) (5) 最大収容回線(基本及び一次群)が異なること。
4	専用通信回線設備又はデジタルデータ通信用設備に接続される端末機器	(1) 次の基本機能が異なること。 ① 接続する技術基準適用上のインターフェースの種類 ② 3の(1)の①～⑦までの機能 (2) 形状が異なること(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) (3) 最大収容回線が異なること。
5	インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	(1) 接続インターフェースが異なること。 (2) 基本設計が異なること。 (3) 形状が異なること(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) (4) 最大収容回線が異なること。
6	インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	(1) 接続インターフェースが異なること。 (2) 基本設計が異なること。 (3) 形状が異なること(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) (4) 最大収容回線が異なること。

別表第 13 号

認定等証書再発行依頼書

平成 年 月 日

株式会社 認証技術支援センター

郵便番号:

申込者住所:

申込者氏名:

印

電話番号:

下記のとおり認定等証書の再発行を依頼します。

記

認定(認証)を受けた者:			
機 器 名:			
展 開 機 器 名:			
機 器 の 種 類:			
認 定 (認 証) 番 号:		認定(認証)年月日	平成 年 月 日
備 考:			

別表第 14 号

様式第 4 号(第 7 条及び第 26 条関係)

氏名又は名称等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

氏 名 かぶしがいしゃ にんしゅうぎじゆつ しえん せんたー
株式会社 認証技術支援センター
だいいゆうとりしまりやくしやちよう ちやう うらん
代表取締役社長 張 于藍

電話番号

登録番号 018

電気通信事業法

第90条第2項

第104条第4項において準用する同法第90条第2項

の規定により、下記のとおり

届け出ます。

記

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

注1 変更しようとする事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

別表第15号

様式第8号(第11条及び第23条関係)

選任(解任)届出書

平成 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

氏名

株式会社 認証技術支援センター
 代表取締役社長 張 于藍

電話番号

登録番号 018

電気通信事業法 第93条 の規定により、役員 を選任解
 第103条において準用する同法第93条 認定員

任しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 選任(解任)した役員(認定員)の氏名並びに認定員を選任した場合にあっては、その者が 技術
 技術

基準適合認定の業務
 基準適合認定の業務及び設計認証の業務 を行う事務所の名称及び所在地

- 2 選任(解任)の理由
 3 選任(解任)した年月日

注 1 選任(解任)した役員(認定員)の氏名は、選任(解任)前及び選任(解任)後を対照して記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

別表第15号 別紙

様式第2号(第5条、第11条及び25条関係)

登録申請者 { 本人
法人の役員 } の経歴書

(ふりがな)

- 1 氏名:
- 2 生年月日:
- 3 現住所:
- 4 経歴:

期 間 自 年月日 至 年月日	勤務先並びに職務内容又は業務内容

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

別表第16号

様式第10号(第13条、第23条、第31条及び第39条関係)

業務規程の変更届出書

平成 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

氏名

株式会社 認証技術支援センター
代表取締役社長 張 于藍

電話番号

登録番号 018

第94条後段

電気通信事業法

第103条において準用する同法第94条後段

第104条第4項において準用する同法第94条後段

第104条第7項において準用する同法第94条後段

の規定により、変更後の

業務規程を添えて、下記のとおり届け出ます。

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

注1 変更しようとする事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

別表第17号
様式第11号(第16条、第23条、第33条及び第39条)

業務の休止(廃止)の届出書

平成 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号 222-0034
住所
氏名 かぶしがいしゃ にんしやう ぎじゆつ しえん せんたー
株式会社 認証技術支援センター
だいいやうとりしまりやくしやちやう ちやう うらん
代表取締役社長 張 于藍
電話番号
登録番号 018

電気通信事業法
第99条第1項
第103条において準用する同法第99条第1項
第104条第2項
第104条第7項において準用する同法第104条第2項
の規定により、
技術基
技術基

準適合認定の業務
準適合認定の業務及び設備認証の業務
を
休止(廃止)したいので
休止(廃止)したので
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 休止(廃止)しようとする
休止(廃止)した
技術基準適合認定及び設計認証の業務の範囲
- 2 休止(廃止)しようとする
休止(廃止)した
年月日及び
休止しようとする
休止した
場合はその期間
- 3 休止(廃止)の理由

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

別表第18号

財務諸表等の閲覧申込書

年 月 日

株式会社 認証技術支援センター

住 所:
氏 名:
連 絡 先:
電話番号:

印

次のとおり財務諸表等の閲覧を申し込みます。

1. 情報公開の方法

閲覧 希望日時

年 月 日 時 分

資料の写しの要求: 有り, 無し

2. 閲覧の目的

以 上

【財務諸表等の閲覧等申込書についての注意】

- ① 閲覧は、事務所内の所定の場所にて行います。
- ② 財務諸表等の写しに要した費用は実費を請求します。

別表第 19 号

予約認証番号通知表

申請者:		製品名/型名:	
受付日:			
JRL 予約番号:		TBL 予約番号:	

###<注意事項>###

+++++

表記の設計認証申請を受理し、申請書の内容に基づいて、予約認証番号を上記の番号とする。

但し、これは認証が完了したことを意味するものではありません。

また審査の過程において、予定認証番号が変更になる場合があります。

1. 当該申し込みに対し認証を拒否する場合
2. 審査の結果、端末機器の種類が申込書の内容と異なる場合

万が一、設計認証を取得する前に当該設備機器に認証番号の表示を付した場合は、法律違反で罰せられる可能性があります。

予約認証番号の取扱い上十分注意してください。

(中国語)

根据申请书的内容, 我们接受上述产品的申请, 授予上述的预定认证号码。

但是授予预定认证号码并不代表认证已经完成。

在实际审核过程中, 以下情况有可能导致最终认证号码发生改变。

1. 认证申请被拒绝时
2. 发现产品的技术参数和申请内容有出入时

任何人在取得认证之前, 贴上预定认证号码的市场贩卖活动都属于违法行为。

(English)

Based on the information in the Application Form, we accept the Type Approval application and assign the above pre-certification number. This assigned number does not mean that the approval process has been completed. Also, please note that after the review, the final assigned number may be altered due to a rejection of approval or because the actual type of equipment is different from the description in the Application Form.

In case when the label with certificate number is affixed on specified product before acquiring the Type Approval, it may be punished for violation of law. Please pay adequate attention for handling of the pre-certification number.

+++++

別表第 20 号

《認証取扱業者が遵守すべき事項のご案内#詳細》

1. 申請者の義務

1.1. 変更の届け出義務

当該設計認証に関して総務大臣に届け出た項目について変更が生じた場合は変更の届け出が必要です。

この届け出は、認証取扱業者が自ら行う必要があります。代表取締役社長の交代があった場合、住所が変わった場合などの届けが抜けがちですので、ご注意ください。

直接総務省に届けることができますが、ご不安があれば C&S を通して行うことも可能です。詳細はお問い合わせください。

認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について検査を最後に行った日から起算して 10 年を経過するまでの間、第 3 項第 1 号又は第 3 号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第 6 号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該端末機器の取扱いを終了しているときは、この限りでない。

第 3 項第 1 号：設計認証を受けた者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第 3 項第 3 号：設計認証に係る設計に基づく端末機器の名称

- 1 変更した事項
- 2 変更した年月日

【端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 19 条 5 項】

1.2. 設計合致義務

認証取扱業者は当該端末機器が生産される機関継続して設計合致義務の履行が求められます。

「合致」とは、設計認証を受けた際に登録認定機関に提出した端末機器の設計関連書類の通りに製造されていることを指し、認証取扱業者が製造業者である場合はもちろん、そうでない場合も認証取扱業者は設計合致義務を履行しなくてはなりません。つまり、製造工場が別にあり、代理店が設計認証を取得した場合は、認証取扱業者(=輸入販売代理店)は工場に設計合致義務を履行させなくてはなりません。

登録認定機関による設計認証を受けた者(以下「認証取扱業者」という。)は、当該設計認証に係る設計(以下「認証設計」という。)に基づく端末機器を取り扱う場合においては、当該端末機器を当該認証設計に合致するようにしなければならない。

【電気通信事業法第57条】

1.3. 検査記録作成、保存の義務

上記 1.2 項で説明した、認証取扱業者=輸入代理店である場合、本項目も同様です。

認証取扱業者(=輸入販売代理店)は工場に対して、設計合致義務を履行するための検査記録の保管等などを実施させる義務があります。

認証取扱業者は、設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の端末機器について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

【電気通信事業法第57条第2項】

*法第57条第2項の検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 検査に係る設計認証番号
- 2 検査を行った年月日及び場所

3 検査を行った責任者の氏名

4 検査の方法

5 検査の結果

2 前項の検査記録は、検査の日から10年間保存しなければならない。

3 前項に規定する検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

【端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第21条】

1.4. 設計認証に基づく端末機器の表示について

認証取得業者は法令に従い適切に端末機器の表示を実施する義務があります。

表示の詳細については別表第5号を確認ください。

また、端末機器に変更を加えた場合の表示については、原則として登録認証機関による認証を新たに取得する必要があります。

認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について、前条第2項の規定による義務を履行したときは、当該端末機器に総務省令で定める表示を付することができる。

【電気通信事業法第58条】

法第58条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 1 様式第7号による表示を認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)
- 2 様式第7号による表示を認証設計に基づく端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

法第68条の2の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

- 1 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)
- 2 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

第1項第2号又は前項第2号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

【端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第22条】

2. 認証取扱業者に対する措置命令、罰則等

何人も、前項(第 104 条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 58 条(第 104 条第 7 項において準用する場合を含む。)、第 65 条、第 68 条の 2 又は第 68 条の 8 第 3 項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において端末機器又は端末機器を組み込んだ製品にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

【電気通信事業法第 53 条 3 項】

次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

1 (略)

2 第 53 条第 3 項又は第 68 条の 8 第 2 項の規定に違反して表示を付した者

【電気通信事業法第 187 条】

総務大臣は、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた端末機器であつて前条第 2 項又は第 68 条の 8 第 3 項の表示が付されているものが、第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該端末機器の使用により電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に妨害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該技術基準適合認定を受けた者に対し、当該端末機器による妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【電気通信事業法第 54 条】

総務大臣は、認証取扱業者が第 57 条第 1 項の規定に違反していると認める場合には、当該認証取扱業者に対し、設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【電気通信事業法第 59 条】

(表示の禁止について)

総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、認証取扱業者に対し、2 年以内の期間を定めて、当該各号に定める認証設計又は設計に基づく端末機器に第 58 条の表示を付することを禁止することができる。

- 1 認証設計に基づく端末機器が第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき(第 6 号に掲げる場合を除く。)。当該端末機器の認証設計
 - 2 認証取扱業者が第 57 条第 2 項の規定に違反したとき。当該違反に係る端末機器の認証設計
 - 3 認証取扱業者が前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る端末機器の認証設計
 - 4 認証取扱業者が不正な手段により登録認定機関による設計認証を受けたとき。当該設計認証に係る設計
 - 5 登録認定機関が第 56 条第 2 項の規定又は第 103 条において準用する第 91 条第 2 項の規定に違反して設計認証をしたとき。当該設計認証に係る設計
 - 6 第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に設計認証を受けた設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。当該設計
- 2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

【電気通信事業法第 60 条】

3. 審査結果の報告

C&S は、法令に基づき、審査を行った端末機器に関する下記事項を総務大臣に報告します。

登録認定機関は、法第 103 条において準用する法第 92 条第 1 項の報告をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第 5 号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

- 1 設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 設計認証に係る設計に基づく端末機器の種類
- 3 設計認証に係る設計に基づく端末機器の名称
- 4 設計認証番号
- 5 設計認証をした年月日

【端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 19 条第 3 項】